標準化教育プログラム［標準化と知的財産権］

第1章　知的財産権について

本資料は，経済産業省委託事業である「国内人材育成等基盤体制強化事業（標準化に関する教育体制整備）」の成果である。

2011年4月
上條由紀子（金沢工業大学）

学習のねらい ・・・・・ 第1章 知的財産権について

1 「知的財産」や「知的財産権」の概念について理解する。

2 「知的財産権」という権利が設けられるようになったねらいや，「知的財産権」のさまざまな種類について理解する。

3 「知的財産権」のうち，発明に対する権利保護を行う「特許権」について，その特徴，利点，特許取得までの流れなど概要を理解する。

目　次・・・・・第1章 知的財産権について

1　知的財産(知的財産権)とは
1.1　知的財産とは
1.2　知的財産権の二つの側面
1.3　知的財産権の種類
1.4　知的財産基本法による「知的財産」・「知的財産権」の定義
1.5　身近にある知的財産権

2　特許権(特許法)とは
2.1　特許権の概要
2.2　特許法上の発明とは
2.3　特許になる発明とは
2.4　特許出願から特許取得までの流れ
2.5　特許権付与に関する二つの考え方
2.6　仕組みの観点から見た特許制度
2.7　特許制度の利点
2.8　無体財としての知的財産と有体財との違い

参考資料

１　知的財産（知的財産権）とは

1.1 知的財産とは ・・・・・ 定義と制度のねらい

■「知的財産」とは・・・？

- 人間の知恵や工夫などから生みだされた「発明」や「考案」などの創造物のことを知的財産（intellectual property）と言う。

■ 知的財産制度のねらい

- 知的財産を生み出した創作者に一定期間の権利保護を与えるようにした制度が知的財産制度である。
- 知的財産法によって保護される権利または法益を知的財産権（intellectual property rights）と言う。

知的財産権について 5

◆ 解 説

21世紀は「知恵の時代」と言われ，人間の様々なアイデアにより産業を発展させ，その成果を社会に還元することで人々の暮らしを豊かにしていくことが求められている。「知的財産」とは，人間の知恵や工夫などから生まれる「発明」や「考案」などの創造物のことを言い，これら創造物は物理的な実体を有さないことから「無体財産，無体財」とも言われる（これに対し，物理的な実体を有するものは「有体財産，有体財」と言われる）。このような財産的価値がある「知的財産」に対し，それを生み出した創作者に一定期間の権利保護を与えるようとする制度が知的財産制度である。

知的創造活動の成果としては，独創的なアイデアである「発明」や「考案」，ユニークなデザインである「意匠」，音楽や小説，絵画などの「著作物」などがあり，それぞれが特許法・実用新案法，意匠法，著作権法によって保護されている。

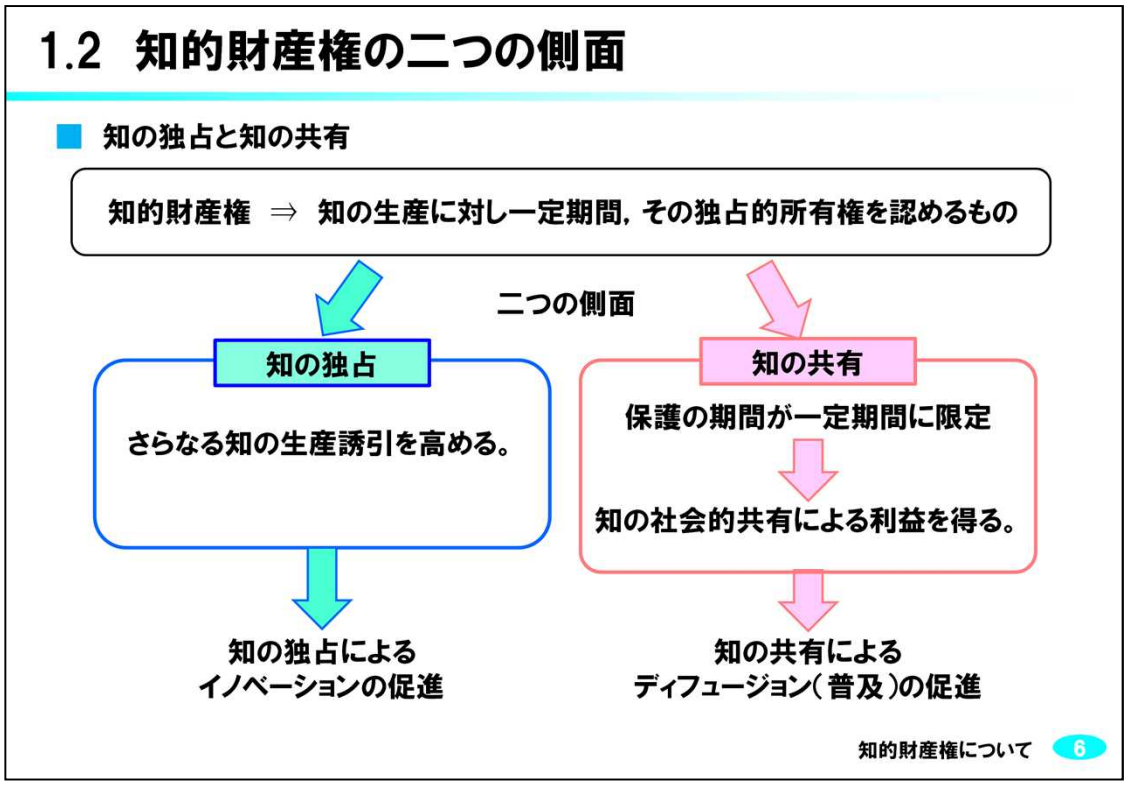

◆ 解　説

知的財産権は，知の生産に対し一定期間，その独占的所有権を認めるものである。その存在意義は，米国ではさらなる知の生産誘引を高めることで正当化されてきた。しかし，その保護が永続的なものではなく，一定期間に限定されていることは知の社会的共有による利益を得るためであると解釈できる。前者は主に「知の独占によるイノベーションの促進」という側面が強いのに対し，後者は「知の共有によるディフュージョン（普及）の促進」という側面が強い。このように発明活動の成果としての知識は，知的財産権強化論者によって強調される“インプットとしての知識”とパブリックドメイン保護論者によって強調される“アウトプットとしての知識”という両面性を併せ持っている。

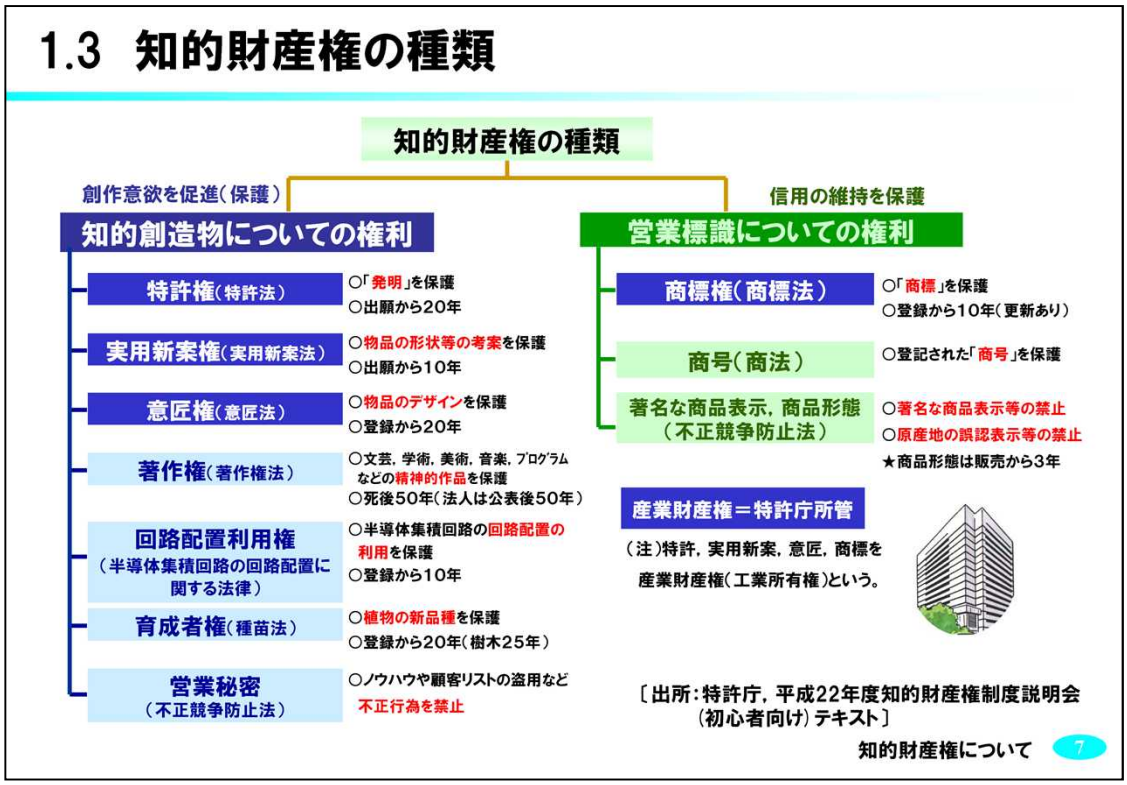

◆ 解　説

知的創造活動の成果としては，独創的なアイデアである「発明」や「考案」，ユニークなデザインである「意匠」，音楽や小説，絵画などの「著作物」などがあり，それぞれが特許法，実用新案法，意匠法，著作権法などによって保護されている。

一方，営業上の標識としては，事業活動を行う時に使われる名前である「商号」，自己の商品やサービスを示すために用いられる「商標」などがあり，それぞれ商法，商標法によって保護されている。商品商標は，商品に付けられた名前であり，役務商標（サービスマーク）はサービスに付けられている名称であり，これらは特許庁が所管している。商号は，商人が営業上自己を表示するために用いる名称であり，法務局に登記する。商法上，会社は必ずその商号を定め，また株式・有限会社の種類を明示することが要求されている。

このうち，特許権，実用新案権，意匠権，商標権の4つを工業所有権と言う。

他にも製造技術などのノウハウや顧客リストなどの営業秘密の不正な取得や使用，模倣品の製造・販売，商品などの品質・内容を偽る表示や著名な他人のブランドのフリーライドといった営業上の利益を侵害することを規制している不正競争防止法などある。

◆ 参考資料（図表の出所）

1）　特許庁，平成22年度 知的財産権制度説明会（初心者向け）テキスト
http://www.jpo.go.jp/torikumi/ibento/text/h22_syosinsya.htm

1.4 知的財産基本法による「知的財産」・「知的財産権」の定義

■ 知的財産基本法（平成14年法律第122号）

第2条（定義）

この法律で「知的財産」とは，発明，考案，植物の新品種，意匠，著作物その他の人間の創造的活動により生み出されるもの（発見又は解明がされた自然の法則又は現象であって，産業上の利用可能性があるものを含む。），商標，商号その他事業活動に 用いられる商品又は役務を表示するもの及び営業秘密その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報をいう。

2 この法律で「知的財産権」とは，特許権，実用新案権，育成者権，意匠権，著作権，商標権その他の知的財産に関して法令により定められた権利又は法律上保護される利益に係る権利をいう。

知的財産権について 8

◆ 解 説

「知的財産基本法は，平成7年に成立した科学技術基本法と共に，車の両輪のように技術立国を国是とする我が国日本の今後を担う技術の憲法ともいうべき法律で，平成14年に公布され，平成15年に施工された。この法律は総則，基本的施策，知的財産の創造，保護及び活用に関する推進計画及び知的財産戦略本部の4章、33条で構成される。その第2条に「知的財産」及び「知的財産権」についての定義がある。

◆ 参考資料

1） 知的財産基本法　http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H14/H14HO122.html

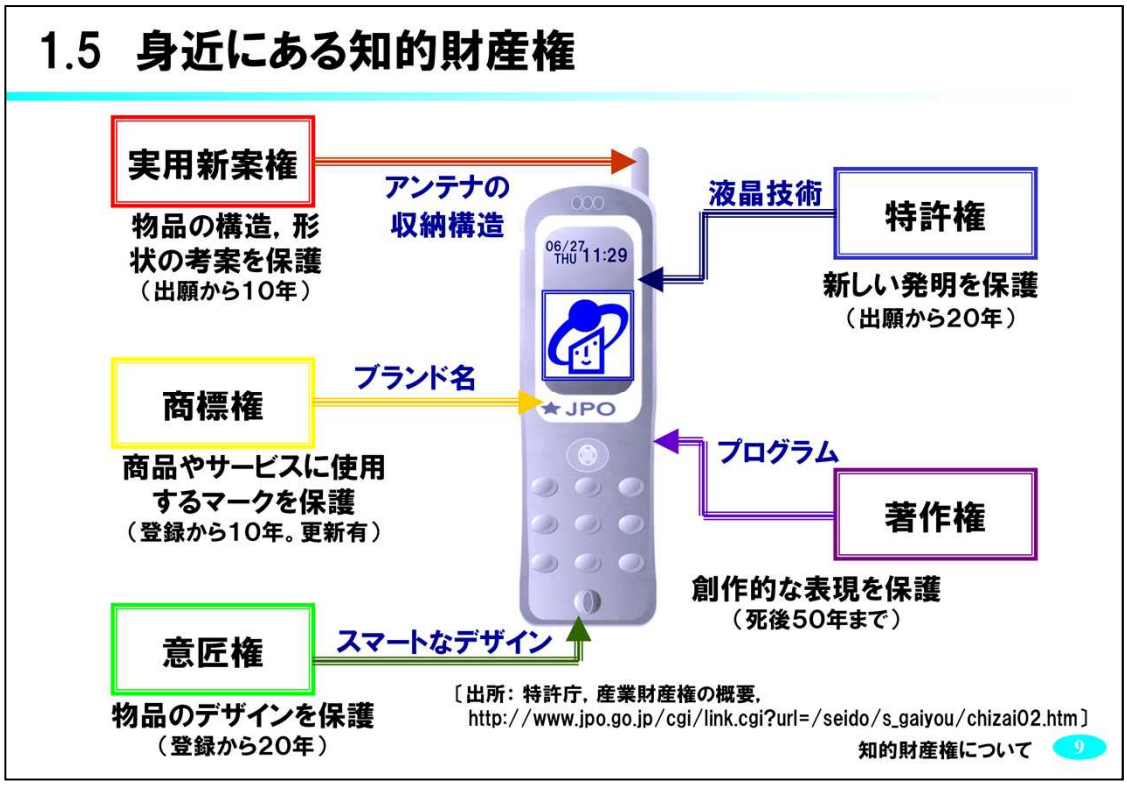

◆ 解　説

携帯電話を題材にどのような箇所（または技術）に，どのような知的財産権が存在しているか考えてみる。

ⅰ）画面・・・・・画面には，液晶技術が使われているが，ここには液晶化合物，液晶表示の技術などが特許権により保護されている。

ⅱ）アンテナ・・・・・アンテナを収納する構造や形状に関する箇所については実用新案権により保護されている。

ⅲ）ブランド名・・・・・携帯電話には，製造元のマークやブランド名が付いているが，これを商標と言い，登録されると商標権が発生する。

ⅳ）デザイン・・・・・最近は様々な年代層，性別をターゲットにしたデザインが施された携帯電話が次々と発売されているが，これらのデザインは意匠権によって保護されている。

ⅴ）プログラム・・・・・昨今の携帯電話は通話やメイルなどの通信機能のほか，撮影機能やゲーム機能など多機能化している。このような多機能化した情報を表示するプログラムは著作権によって保護されている。

以上のように，今日，非常に身近になっている携帯電話といった一つの製品にも数多くの知的財産権があり，それらの技術やデザインなどが知的財産権により保護されていることを理解することができる。これ以外にも私たちの生活に身近にある製品を題材にどのような知的財産権が存在するかを考えてみるのも面白いであろう。このような考察を通して，知的財産権に対する関心を高めていくこともできるであろう。

◆ 参考資料（図の出所）

1）　特許庁，産業財産権（工業所有権）の概要，
http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/seido/s_gaiyou/chizai02.htm

2　特許権（特許法）とは

2.1 特許権（特許法）の概要

■ 特許制度の目的

発明の保護及び利用を図ることにより，発明を奨励し，もって産業の発展に寄与すること。

■ 特許制度の概要

1 保護対象：
発明（自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度なもの）

2 権利期間：
出願から20年間

3 権利の取得：
出願登録制度，実体審査，無効審判

4 内容公開：
出願から原則1年6ヶ月（早期公開制度あり）で出願内容を公開（特許公開公報）
登録時に特許公報発行

5 権利の効力：
絶対的排他権（他人が独自に発明したものにも権利が及ぶ）

知的財産権について 11

◆ 解 説

発明は目に見えない思想，アイデアであるから，家や車のような有体物のように，目に見える形で誰かがそれを占有し，支配できるというものではない。したがって，法律などの社会的制度やルールにより適切に保護されなければ，発明者は自分の発明を他人に模倣されないように秘密にしておこうとする力が働く。そこで，特許制度はこのようなことが起こらないように，発明者には一定期間，一定の条件のもとに特許権という独占排他的な権利を与えて，発明の保護を図る一方，その発明を公開して利用を図ることとしている。また，特許権の権利期間が過ぎた後は誰でも自由に実施できるようにすることとして，新しい技術を人類共通の財産としながら，技術の進歩を促し，産業の発達に寄与しようという制度である。

特許権による保護対象は発明であり，保護期間は出願から20年間となっている。権利の取得には，出願が必要で，審査請求を経て，実体審査が行われ，登録により権利が付与される。出願した内容は，18ヶ月で特許公開公報により公開され，登録時に特許公報になる。特許権は，絶対的排他権のため，特許権に係る物を別の人が独自に発明したとしても，すなわち真似をしたわけでなくとも権利侵害となる点に留意する必要がある。

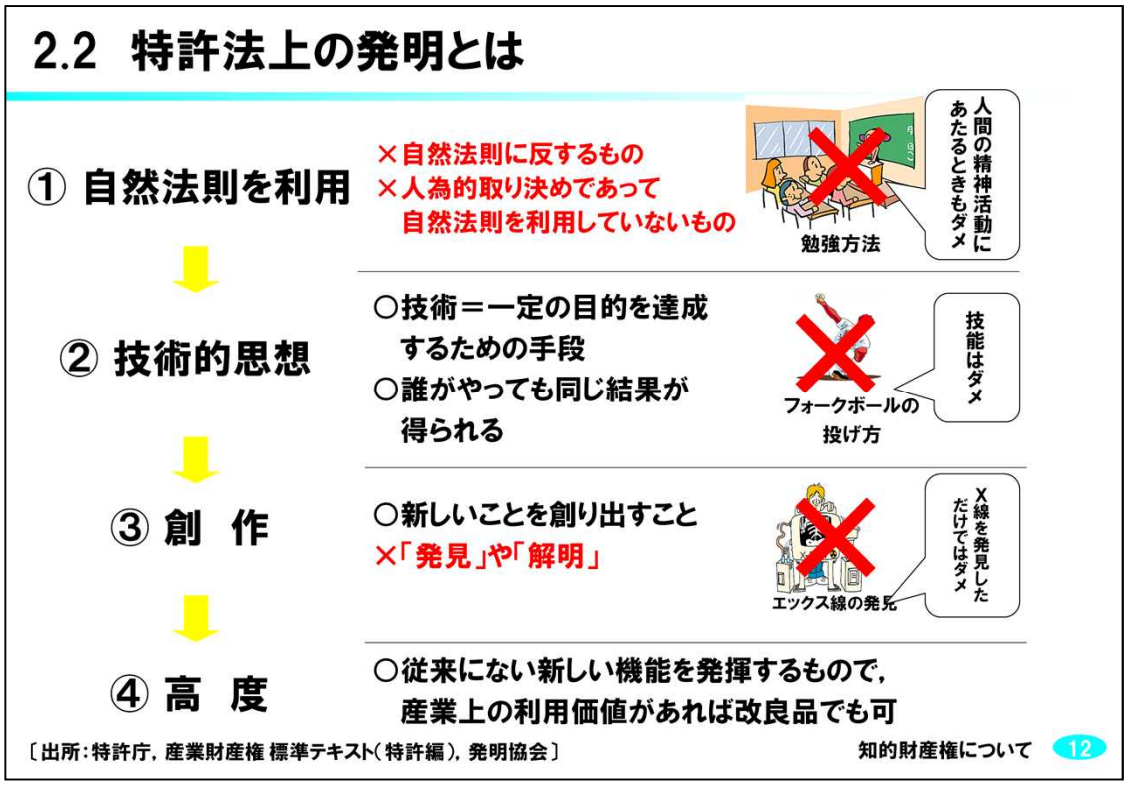

◆ 解　説

特許権は生み出された発明に対して，独占排他的な権力を与えることにより，一定期間，一定条件のもと，その発明を保護することを目的としているが，ここで，特許法で定める「発明」とはどのようなことを指すのか学習しよう。

① 自然法則を利用していること

「自然法則」とは，自然界において経験的に見出される科学的な法則を言う。また，「利用」とは，一部に利用しないものがあっても全体として利用していればよく，同一結果を反復できることを言う。したがって，計算方法のような人間の知能的活動によって案出された法則やゲームルールなどの遊技方法のように自然法則とは無関係の人為的な取り決め，永久機関のように自然法則に反するもの，万有引力の法則のように自然法則それ自体であって自然法則を利用していないものは，特許法上の「発明」には該当しない。

② 技術的思想に該当すること

「技術」とは，一定の目的を達成するための具体的手段であって，実際に利用でき，知識として伝達できるものを言い，個人の熟練によって得られる技能とは異なる。したがって，フォークボールの投球方法等の個人の技能によるものや，絵画や彫刻などの美的創作物，機械の操作方法についてのマニュアル等の単なる情報の提示は技術的思想に該当せず，特許法上の「発明」にはならない。

③ 創作されたものであること

「創作」とは，新しいことを創り出すこと，自明でないことを指すので，何も作り出さない「発見」とは区別される。したがって，天然物の単なる発見などは，特許法上の「発明」にならないが，天然物から人為的に分離した化学物質は「発明」に該当する。

④ 高度なものであること

発明は，自然法則を利用した技術的創作であっても，「高度」なものでなければならない。しかしながら，遺伝子や電子計算機のように産業に大変革をもたらすものに限られるものではない。従来にない新しい機能を発揮するなら，改良品でも立派な特許になり得る。なお，実用新案登録の対象である「考案」の場合には，この「高度」という要件がなく，特許法上の「発明」と特許庁実用新案法上の「考案」との差異を示すものとして意義があると考えられている。

◆ 参考資料（引用）

1）特許庁，産業財産権 標準テキスト（特許編），発明協会，2004.

2.3 特許になる発明とは

① 産業として実施できるか	
② 新しいかどうか（新規性）	×公然と知られた発明（発表，TV放映） ×公然と実施された発明（販売） ×刊行物に記載された発明（特許公報，論文，書籍，インターネット）
③ 容易に考え出すことができないか（進歩性）	☆当業者が容易に考えつかない発明
④ 明細書の記載は規定どおりか	☆当業者が実施可能な程度まで技術内容の記載を義務づけ
⑤ その他	☆先に出願されていないか ☆反社会的な発明でないか

〔出所：特許庁，産業財産権 標準テキスト（特許編），発明協会〕

知的財産権について 13

◆ 解　説

次に，発案したアイデアや思想が特許として認められるためには具体的にどのようなことが必要かここで学習しよう。

① 産業として実施できるか

まず第一に，産業として実施できなければならない。これは，ただ単に学術的・実験的にしか利用できない発明は「産業の発達」を図るという特許法の目的が達成できず，保護する価値がないからである。産業として実施できるものに該当しないものとしては，人間を手術，治療，診断する方法（人道上，広く開放すべきだから）がある。また，実際上，明らかに実施できないものも特許としては認められない（例えば，オゾン層の減少に伴う紫外線の増加を防止するために，地球全体を紫外線吸収プラスチックフィルムで覆う方法など）。

② 新しいかどうか（新規性）

特許を受けることができる「発明」は，今までにない「新しいもの」でなければならない。これは，すでに誰もが知っているような発明に特許権という独占権を与えることは，社会の発展をむしろ妨げるものとなるからである。

③ 容易に考え出すことができないか（進歩性）

新規な発明であっても，従来技術をほんの少し改良しただけの発明のように，誰でも簡単に考えつく発明については特許を受けることができない。これは，簡単に考え出された発明でも特許権が認められるようになると，日常的に行われている技術的な改良についても次々と出願しないと別の人に特許を取られてしまいかねず支障が出るためである。

④ 明細書の記載は規定どおりか

⑤ a）先に出願されていないかどうか

特許権は独占排他権のため，二つ以上の同じ特許権が併存することは許可されるべきではない。例えば，別々の発明家が同じ発明を同時期に完成して，同時期に特許出願をする場合がよくある。この場合，日本では，先に発明を完成した者にではなく，先に特許庁に出願した者に特許を与えている。これは，どちらが先に発明したかよりも，どちらが先に出願したかの方が判断しやすく，いち早く発明を公開しようとした者を保護しようという特許制度の目的にも沿っているからである。

b）公序良俗に反する発明でないか

また，国家社会の一般的な道徳や倫理に反する発明や，国民の健康を害する恐れのある発明は，例え産業として実施できたり，新しいものであったり，容易に考え出すことができないものであっても，公益的見地から特許を受けることができない。

◆ 参考資料（引用）

1）特許庁，産業財産権 標準テキスト（特許編），発明協会，2004.

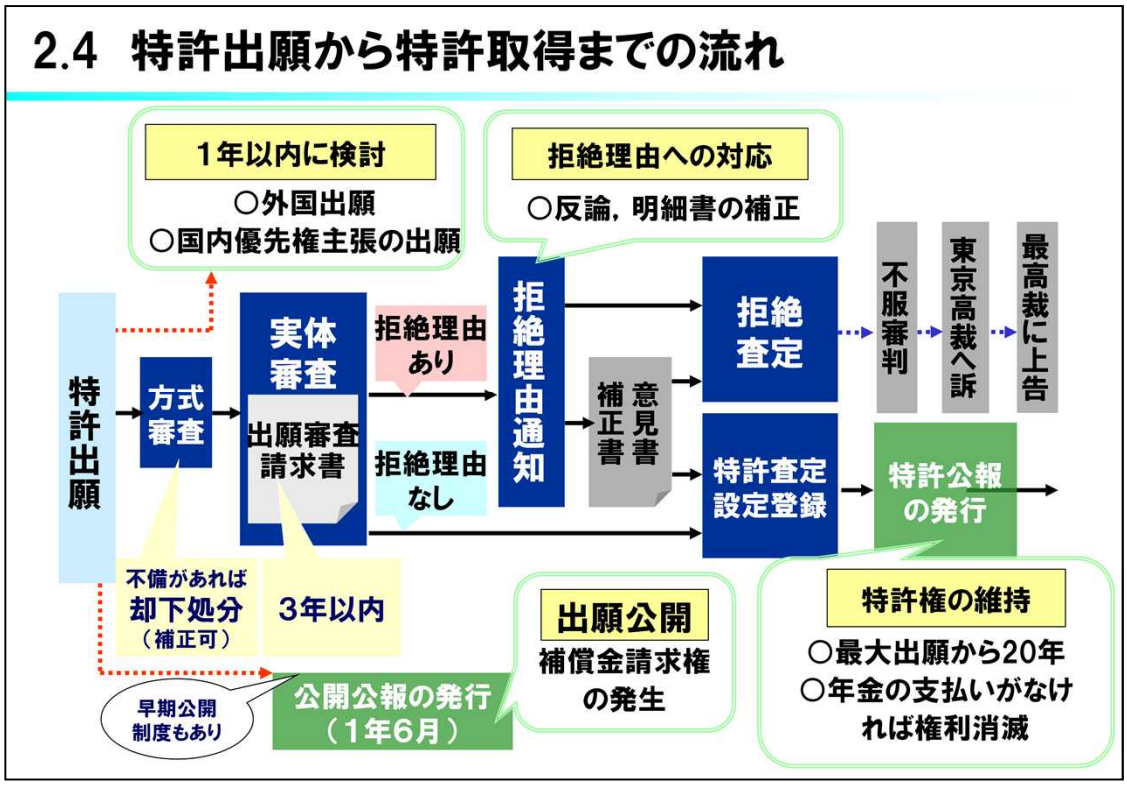

◆ 解　説

① **全体の流れ**：特許は出願しただけでは権利を取得することができない。出願をすると，方式審査が行われ，さらに出願審査請求をすると実体審査が行われる。審査の結果，特許の要件を満たしていると判断されると特許査定がなされ，原簿に登録されて特許権が成立する。特許の要件を満たしていないと判断された場合は，拒絶理由通知を経て拒絶査定となる。

② **方式審査**：この審査は，願書や明細書などの出願書類が特許法で定める手続的及び形式的な要件を備えているかどうかを審査することを言い，特許出願された全てについて審査され，特許すべきかどうかの審査である「実体審査」と区別される。パソコン出願を利用する場合には，パソコン出願ソフトによって自動チェックがされる。

③ **明細書や図面の補正**：特許出願した後に，出願時の特許請求の範囲や明細書の表現に不備があると気づく場合がある。また，実体審査の過程で，特許請求の範囲が不明瞭であったり，明細書に誤記があると拒絶理由通知書が送付される場合がある。このような場合には手続補正書により明細書や図面を補正する。この手続補正には特許庁からの「補正命令」による補正と，自らの判断で補正を行う「自発補正」の2種類がある。

④ **出願公開と補償金請求**：出願公開とは，出願日から1年6か月経過後に，特許出願の明細書，図面等を掲載した公開特許公報を発行し，出願内容を一般社会に公表することを言う。出願公開前に出願の取り下げなどがあったものを除き，原則として全ての特許出願が出願公開される。ただし，出願公開以前に特許となって「特許公報」が発行されたものは除かれる。

⑤ **出願審査請求**：特許出願した発明が特許になるかどうかは特許庁の審査官による実体審査を経て判断が行われる。この実体審査の手続に入るためには，平成13年10月からは出願日から3年以内（以前は7年以内）に「出願審査請求書」を提出しなければならない。3年以内に出願審査請求が行われなかった出願は，取り下げされたものと見なされるため，平成13年10月以降の出願については注意が必要である。

⑥ **実体審査**：この審査は，特許庁の審査官が「特許を浮けることができる発明」の条件を満たしているかどうか，拒絶理由がないかどうかを調べる。審査官は拒絶理由を発見しなかった場合には，審査段階での最終決定である「特許査定」を行う。一方，拒絶理由を発見した場合は，そのまま最終決定である「拒絶査定」をするわけではなく，まず出願人に拒絶理由通知書を送り，出願人は，審査官の拒絶理由通知に対して所定の期限内に意見書や手続補正書を提出して，出願人の考えを伝える。審査官が出願人から提出された意見書や手続補正書を見て，拒絶理由が解消されたときは「特許査定」となるが，依然として拒絶理由が解消されていないと判断したときは，「拒絶査定」となる。拒絶査定を受けて，これに不服がある場合には，指定期間内（通常は30日以内）に審判請求を行って再度審理を求めることができる。審判請求を行わない場合には拒絶査定が確定する。

⑦ **最終処分**：実体審査は審査官の査定によって終了する。この最終処分となる査定は，特許権を付与するかどうかの決定のことを言い，特許権が付与される特許査定と，特許権が付与されない拒絶査定の2種類がある。

⑧ **特許権の成立**：特許権は審査官の特許査定がなされただけでは権利が発生しない。所定の特許料が納付された後，特許庁長官による特許登録原簿への特許権設定の登録が行われて初めて権利が発生する。なお，特許権の存続期間は出願日から20年で満了する。

2.5 特許権付与に関する二つの考え方

■ ① 自然権・道徳権としての特許権付与

- 発明をもたらすために労働力を投資した者に対し，その結果としての発明の使用の際に独占権を与える必要があるとする考え方
- 大部分の発明は既存の知識ベースの上で成り立つものであり，知識の共有がもたらす社会的便益の存在という面があるのも確か。
  ⇒ 特許権保護の範囲の制限，期間の制限の主な根拠

■ ② 功利主義からの特許権付与

- 特許権の付与というのは目的のための手段であり，社会のために役に立つから特許権を付与するという経済学的な考え方
  ⇒ 米国の特許制度は②の考え方が主な根拠

知的財産権について 15

◆ 解 説

ここでは，特許権付与の主要な二つの考え方について学習する。

一つは，自然権・道徳権としての特許権付与という考え方である。これは，発明（すなわち新たな知識）をもたらすために労働力を投資した者に対し，その結果としての発明の使用の際に独占権を与える必要があるとする考え方である。ただ，大部分の発明は既存の知識ベースの上で成り立つものであり，知識の共有がもたらす社会的便益の存在という面があるのも確かで，それが特許権保護の範囲の制限，期間の制限の主な根拠となっている。

もう一つは，功利主義からの特許権付与という考え方である。これは特許権の付与というのは目的のための手段であり，社会のために役に立つから特許権を付与するという経済学的な考え方である。米国の特許制度は後者，つまり功利主義からの特許権付与という考え方が主要な根拠となっている。

2.6 特許制度のメカニズムから見た区分

■ ① 先発明主義

● 先に発明を行った者に特許権が付与される。

■ ② 先出願主義

● 先に出願した者に優先的に特許権が付与される。

■ 先発明主義の一つの重大な問題点は，発明者に特許申請を行う誘引が低い。

⇒ 特許申請による情報開示などの他の研究開発へのスピールオーバー効果を著しく低下

知的財産権について 16

◆ 解　説

ここでは，特許制度をそのしくみの観点から整理される二つの考え方（主義）を学習する。

まず，最初に挙げられるのは，米国で採用されている「先発明主義」と言う考え方である。これは，先に発明を行ったものに特許権が付与されるという考え方である。

もう一つは，米国以外のほとんどの国家で採用されている「先出願主義」という考え方である。これは，先に出願した者が優先的に特許権が付与されるという考え方である。

最初に挙げた「先発明主義」の一つの重大な問題点は，発明者に特許申請を行う誘引が低いという点である。その結果，特許申請による情報開示などの他の研究開発へのスピールオーバー効果〔スピルオーバー（spill-over）とは本来「流出」「漏出」といった意味で，技術や経済効果が外部に波及すること全般を意味〕が著しく低下する点が挙げられる。

2.7 特許制度の利点

■ 主要な利点

① 発明に対する期間限定の独占的排除権を付与することで発明活動への投資の回収を可能にし，結果として研究開発への投資誘引を高める。

② フリーライディング問題など情報財に関わる公共財的問題を解決できる。

③ 特許権付与で義務付けられている発明情報の開示により，知のスピールオーバーが奨励される。

④ 貿易秘密の維持と関連した浪費的支出を制限する。

⑤ 特許権制度は，その情報開示機能などにより，競争企業間での重複的研究開発努力や費用を調整する。

⑥ 特許権制度は情報のコモディティ化によって，特許権の取引交渉にかかる取引費用を削減する。

知的財産権について 17

◆ 解　説

ここでは，特許制度にはどのような利点があるか学習する。ここでは，主要な6つの点を取り上げる。

① 発明に対する期間限定の独占的排除権を付与することで発明活動への投資の回収を可能にし，結果として研究開発への投資誘引を高める効果を持つ。

② フリーライディング問題など情報財に関わる公共財的問題を解決するという点が挙げられる。知的財産は有形財とは異なりコピーが比較的簡単であり，適切な保護が行われないとフリーライディングが氾濫し，創造への意欲が喪失される可能性がある。特許権保護はそのようなフリーライディングによる公共財的問題を防止する役割を果たす。

③ 特許権付与で義務付けられている発明情報の開示により，知のスピールオーバーが奨励される点が挙げられる。特許権保護が発明者に完全な財産権をもたらすわけではなく，限定された特権を与えるものであるというのはこれまで学習してきた通りである。特許権付与の条件としての情報の開示は，他の発明や研究開発へのスピールオーバー効果をもたらし，情報開示によって得られた発明情報を応用することで更なるイノベーションが促進される面がある。

④ 貿易秘密の維持と関連した浪費的支出の制限効果が挙げられる。発明の保護手段には特許権以外にも，貿易秘密による保護がある。貿易秘密は法律的保護の度合いは特許権のそれに比べ低いが，その代わり発明情報を開示する義務を負わない。したがって，社会全体から見れば情報開示によるスピールオーバー効果を実現することもできず，貿易秘密の維持にもかなりの費用が費やされる。特許権制度はこのような貿易秘密の維持と関連する浪費的支出を制限する効果もある。

⑤ 特許制度は，その情報開示機能などにより，競争企業間での重複的研究開発努力や費用を調整する効果を持つ。

⑥ 特許制度は情報のコモディティ化〔市場に流通している商品がメーカーごとの個性を失い，消費者にとってはどこのメーカーの品を購入しても大差ない状態になること。なお，「commodity」は日用品の意）によって，特許権の取引交渉にかかる取引費用を削減する効果を持つ。

2.8 無体財としての知的財産と有体財との違い

■ 主要な相違点

① 知的財産は有体財に付与されているパワーを超える排他権を権利権者に与える傾向がある。

② 知的財産は有体財に比べコピーされやすい。

③ 知的財産は有体財に比べ，典型的に固定費用は高いが，限界費用は極めて低いという性質がある。

④ 知的財産の場合は，製品の商業化とそれによる利益の獲得において，補完財的投入物として比較的，多くの知的財産が組み合わせられることが必要になる。

⑤ 知的財産は有体財に比べ，知的財産権間の境界を正確に引くことがより難しい。

◆ 解　説

発明・アイデアなどの「知的財産」は物理的な実体を有さないことから「無体財」または「無体財産」とも言われる。一方，物理的な実体を有するもので財産的価値があるものは「有体財」または「有体財産」と言われる（p.5参照）。例えば，絵や作曲された曲は「知的財産（無体財，無体財産）」であり，絵の入った額や音楽テープは「有体財，有体財産」となる。ここでは，本章の最後として，無体財としての知的財産と有体財の違いについて学習しよう。

① 知的財産は有体財に付与されているパワーを超える排他権を権利権者に与える傾向がある。知的財産権による排除権に関しては，排除の範囲と排除の期間という二つの面から議論が可能である。まず，排除の範囲という観点からすれば，知的財産権保護による排除性は有体財のそれと比べるとかなり高いと言える。有体財，例えば工場の場合，その模倣というのは法律的に許されるが，知的財産権の場合は保護対象が具現化されたものではなく，形を成さないアイデアであるため，その模倣や応用の排除はかなり幅広く行われる特徴がある。次に，排除の期間に関して言えば，有体財の場合は比較的短期間のうちに競争が生まれる傾向が見られるが，知的財産権の場合は20年という長期に渡って排除が許される。そういう意味では，その知的財産に基盤を置く後続的・応用的イノベーションが阻害される恐れがある。最悪のケースでは，たとえ後続の発明家がより良いアイデアを持ったとしても，そのアイデアと既に知的財産権化された知的財産との間で重複が見られる場合は，新しいアイデアの商業化又は権利化は実質的に禁止されるようになる。

② 知的財産は有体財に比べ，コピーされやすいという面がある。

③ 知的財産は有体財に比べ，典型的に固定費用は高いが，限界費用は極めて低いという性質を有する。

④ 知的財産の場合は，製品の商業化とそれによる利益の獲得において，補完財的投入物として比較的，多くの知的財産が組み合わせられることが必要になる。

⑤ 知的財産は有体財に比べ，知的財産権間の境界を正確に引くことがより難しい。

参考資料 ・・・・・ 第1章 知的財産権について

◆ 文　献

1） 小野昌延，知的財産法入門，有斐閣，1998.

2） 角田政芳 他，知的財産法 第5版，有斐閣アルマ，有斐閣，2010.

3） 小泉直樹，知的財産権入門，岩波新書（新赤版）1266，岩波書店，2010.

4） 北川善太郎 他 監修，三省堂 知的財産権辞典，三省堂，2001.

◆ インターネット

5） 特許庁　http://www.jpo.go.jp/indexj.htm

6） 特許庁，平成22年度知的財産権制度説明会（初心者向け）テキスト
http://www.jpo.go.jp/torikumi/ibento/text/h22_syosinsya.htm

7） 文化庁　http://www.bunka.go.jp/index.html

8） 知的財産戦略本部　http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/index.html

9） 知的財産高等裁判所　http://www.ip.courts.go.jp/